

議 案 書

教育委員会
令和 7 年 2 月定例会

議 事 日 程

日 程	1	教育委員会議事録の承認について ……	P	3
日 程	2	第 3 号議案 …………… 市立小、中学校の社会科の教材の使用に ついて	P	4 ～ 6
日 程	3	第 4 号議案 …………… 議会の議決を経るべき議案についての意 見の申出について	P	7 ～ 5 2

教育委員会議事録の承認について

- ・ 令和 6 年 8 月 1 9 日定例会議事録案 ・ ・ ・ 別 添
- ・ 令和 6 年 9 月 2 5 日定例会議事録案 ・ ・ ・ 別 添

第 3 号議案

市立小、中学校の社会科の教材の使用について

市立小、中学校の社会科の教材について、別紙のとおり使用する。

令和 7 年 2 月 3 日提出

長崎市教育委員会

教育長 西 本 徳 明

理 由

市立小、中学校の社会科の教材について、長崎市教育委員会が作成した副読本を使用したいので、長崎市教育委員会教育長事務委任規則第 5 条の規定により教育委員会の決定を経るため、この議案を提出する。

「別紙」

教 科	使 用 す る 教 材
小 学 校 社 会 科	副読本「新しいのびゆく長崎」
中 学 校 社 会 科	副読本「郷土長崎」

「 参 照 」

○ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育委員会の職務権限）

第 2 1 条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

〔 中 略 〕

(6) 教科書その他の教材の取扱いに関すること。

〔 以下、略 〕

○ 長崎市教育委員会教育長事務委任規則（抜粋）

第 5 条 教育長は、委任された事務又は前条各号の規定により専決する事務について、特に重要と認められるもの又は異例に属するもの若しくは疑義があるものについては、教育委員会の決定を経なければならない。

第 4 号議案

議会の議決を経るべき議案についての意見の申出について

議会の議決を経るべき次の議案について、市長から意見を求められたが、
原案のとおり了承する。

- | | | |
|---|---|-----------|
| 1 | 長崎市立中学校条例の一部を改正する条例 | 別紙 1 のとおり |
| 2 | 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 | 別紙 2 のとおり |
| 3 | 工事の請負契約の締結について（琴海中学校校舎ほか解体工事） | 別紙 3 のとおり |
| 4 | 工事の請負契約の一部変更について（西町小学校改築主体工事） | 別紙 4 のとおり |
| 5 | 工事の請負契約の一部変更について（西町小学校改築管工事） | 別紙 5 のとおり |
| 6 | 工事の請負契約の一部変更について（西町小学校改築電気工事） | 別紙 6 のとおり |
| 7 | 工事の請負契約の一部変更について（重要文化財旧オルト住宅主屋ほか 2 棟保存修理工事） | 別紙 7 のとおり |
| 8 | 令和 6 年度長崎市一般会計補正予算 | 別紙 8 のとおり |
| 9 | 令和 7 年度長崎市一般会計当初予算 | 別紙 9 のとおり |

令和 7 年 2 月 3 日提出

長崎市教育委員会

教育長 西 本 徳 明

理 由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、議会

の議決を経るべき議案について市長から意見を求められたことに伴い、長崎市教育委員会教育長事務委任規則第2条第1項第12号の規定により、教育委員会の決定を経る必要があるので、この議案を提出する。

「別紙 1」

長崎市立中学校条例の一部を改正する条例

長崎市立中学校条例（昭和 39 年長崎市条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

別表長崎市立桜馬場中学校の項を次のように改める。

長崎市立桜馬場中学校	本 校	長崎市桜馬場 2 丁目 2 番 1 号
	分 教 室	長崎市魚の町 5 番 1 号

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

令和 7 年 月 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

不登校生徒の多様な教育機会を確保するため、長崎市立桜馬場中学校に分教室を設置したいので、この条例案を提出する。

「別紙 2」

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第 3 条 教育長の給与等に関する条例（昭和 28 年長崎市条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「地域手当」を「通勤手当」に改め、同条第 3 項を次のように改める。

3 通勤手当の月額、一般職の職員の例による。

第 2 条第 7 項中「地域手当」を「通勤手当」に改める。

(長崎市立学校職員の給与、勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)

第 8 条 長崎市立学校職員の給与、勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 3 年長崎市条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「、地域手当」を削る。

第 3 条第 1 項中「、地域手当」を削り、同条ただし書中「、扶養手当及び住居手当」を「及び扶養手当」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 9 条の改正規定は、公布の日から施行する。

(号給の切替え)

2 この条例の施行の日（以下「切替日」という。）の前日において第 1 条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する条例別表第 1 及び

別表第2の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（以下「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

（切替日前の異動者の号給の調整）

- 3 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び市長が定めるこれに準ずる職員の新号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置）

- 4 切替日から令和8年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の一般職の職員給与条例」という。）第8条の規定の適用については、同条第1項ただし書中「対しては」とあるのは「対しては、支給せず、次項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして市長が別に定める職員に対しては」と、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるの

「(5) 重度心身障害者
は

(6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500を含む。）」

0円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

5 前項の規定は、第4条の規定による改正後の長崎市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（以下「改正後の上下水道局企業職員の給与条例」という。）第6条の規定の適用について準用する。この場合において、同項中「第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の一般職の職員給与条例」という。）第8条」とあるのは「改正後の上下水道局企業職員の給与条例第6条の規定」と、「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして市長が別に」とあるのは「管理者が」と、「と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とあるのは「と」とする。

（令和9年3月31日までの間における地域手当に関する経過措置）

6 職員（改正後の一般職の職員給与条例第9条の2第1項に規定する職員、改正後の上下水道局企業職員の給与条例第6条の2に規定する職員を除く。）及び市長等（市長、副市長、教育長、常勤の監査委員及び上下水道事業管理者をいう。次項において同じ。）には、切替日から令和9年3月31日までの間、地域手当を支給する。

7 前項の規定により支給する地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額（市長等にあつては、給料の月額）に次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額とする。

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで	100分の2
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで	100分の1

(単身赴任手当に関する経過措置)

- 8 改正後の一般職の職員給与条例第10条の2第3項の規定、改正後の上下水道局企業職員の給与条例第7条の2第2項の規定及び第5条の規定による単純な労務に雇用される一般職の職員の給与の種類及び基準に関する条例第5条の5第2項の規定は、切替日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

(令和9年3月31日までの間における期末手当に関する経過措置)

- 9 切替日から令和9年3月31日までの間における第2条の規定による改正後の市長及び副市長の給与に関する条例（以下「改正後の市長等給与条例」という。）第4条第3項の規定の適用については、同項中「月額」とあるのは「月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、その合計額」とする。
- 10 前項の規定は、第3条の規定による改正後の教育長の給与等に関する条例第2条第4項の規定、第6条の規定による改正後の長崎市監査委員条例第9条第4項の規定及び第7条の規定による改正後の長崎市上下水道事業管理者の給与等に関する条例第2条第4項の規定において改正後の市長等給与条例第4条第3項を準用する場合について準用する。

(委任)

- 11 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正)

- 12 公益的法人等への職員の派遣に関する条例（平成13年長崎市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第8条中「、特定任期付職員業績手当」を削る。

附則別表（附則第2項関係）

号 級 の 切 替 表

ア 行政職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧 号 給	新 号 給						
	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1	1
1 0	6	2	2	1	1	1	1
1 1	7	3	3	1	1	1	1
1 2	8	4	4	1	1	1	1
1 3	9	5	5	1	1	1	1
1 4	1 0	6	6	2	1	1	1
1 5	1 1	7	7	3	1	1	1
1 6	1 2	8	8	4	1	1	1
1 7	1 3	9	9	5	1	1	1
1 8	1 4	1 0	1 0	6	2	1	2
1 9	1 5	1 1	1 1	7	3	1	2
2 0	1 6	1 2	1 2	8	4	1	2
2 1	1 7	1 3	1 3	9	5	1	2
2 2	1 8	1 4	1 4	1 0	6	1	2
2 3	1 9	1 5	1 5	1 1	7	1	3
2 4	2 0	1 6	1 6	1 2	8	2	3
2 5	2 1	1 7	1 7	1 3	9	2	3

2 6	2 2	1 8	1 8	1 4	1 0	2	3
2 7	2 3	1 9	1 9	1 5	1 1	2	4
2 8	2 4	2 0	2 0	1 6	1 2	3	4
2 9	2 5	2 1	2 1	1 7	1 3	3	4
3 0	2 6	2 2	2 2	1 8	1 4	3	4
3 1	2 7	2 3	2 3	1 9	1 5	3	5
3 2	2 8	2 4	2 4	2 0	1 6	3	5
3 3	2 9	2 5	2 5	2 1	1 7	3	5
3 4	3 0	2 6	2 6	2 2	1 8	4	5
3 5	3 1	2 7	2 7	2 3	1 9	4	6
3 6	3 2	2 8	2 8	2 4	2 0	4	6
3 7	3 3	2 9	2 9	2 5	2 1	4	6
3 8	3 4	3 0	3 0	2 6	2 2	4	6
3 9	3 5	3 1	3 1	2 7	2 3	4	6
4 0	3 6	3 2	3 2	2 8	2 4	4	7
4 1	3 7	3 3	3 3	2 9	2 5	4	7
4 2	3 8	3 4	3 4	3 0	2 6	5	
4 3	3 9	3 5	3 5	3 1	2 7	5	
4 4	4 0	3 6	3 6	3 2	2 8	5	
4 5	4 1	3 7	3 7	3 3	2 9	5	
4 6	4 2	3 8	3 8	3 4	3 0		
4 7	4 3	3 9	3 9	3 5	3 1		
4 8	4 4	4 0	4 0	3 6	3 2		
4 9	4 5	4 1	4 1	3 7	3 3		
5 0	4 6	4 2	4 2	3 8	3 4		
5 1	4 7	4 3	4 3	3 9	3 5		
5 2	4 8	4 4	4 4	4 0	3 6		
5 3	4 9	4 5	4 5	4 1	3 7		
5 4	5 0	4 6	4 6	4 2	3 8		
5 5	5 1	4 7	4 7	4 3	3 9		
5 6	5 2	4 8	4 8	4 4	4 0		

5 7	5 3	4 9	4 9	4 5	4 1		
5 8	5 4	5 0	5 0	4 6	4 2		
5 9	5 5	5 1	5 1	4 7	4 3		
6 0	5 6	5 2	5 2	4 8	4 4		
6 1	5 7	5 3	5 3	4 9	4 5		
6 2	5 8	5 4	5 4	5 0			
6 3	5 9	5 5	5 5	5 1			
6 4	6 0	5 6	5 6	5 2			
6 5	6 1	5 7	5 7	5 3			
6 6	6 2	5 8	5 8	5 4			
6 7	6 3	5 9	5 9	5 5			
6 8	6 4	6 0	6 0	5 6			
6 9	6 5	6 1	6 1	5 7			
7 0	6 6	6 2	6 2	5 8			
7 1	6 7	6 3	6 3	5 9			
7 2	6 8	6 4	6 4	6 0			
7 3	6 9	6 5	6 5	6 1			
7 4	7 0	6 6	6 6	6 2			
7 5	7 1	6 7	6 7	6 3			
7 6	7 2	6 8	6 8	6 4			
7 7	7 3	6 9	6 9	6 5			
7 8	7 4	7 0	7 0	6 6			
7 9	7 5	7 1	7 1	6 7			
8 0	7 6	7 2	7 2	6 8			
8 1	7 7	7 3	7 3	6 9			
8 2	7 8	7 4	7 4	7 0			
8 3	7 9	7 5	7 5	7 1			
8 4	8 0	7 6	7 6	7 2			
8 5	8 1	7 7	7 7	7 3			
8 6	8 2	7 8	7 8				

8 7	8 3	7 9	7 9				
-----	-----	-----	-----	--	--	--	--

8 8	8 4	8 0	8 0				
8 9	8 5	8 1	8 1				
9 0	8 6	8 2	8 2				
9 1	8 7	8 3	8 3				
9 2	8 8	8 4	8 4				
9 3	8 9	8 5	8 5				
9 4	9 0						
9 5	9 1						
9 6	9 2						
9 7	9 3						
9 8	9 4						
9 9	9 5						
1 0 0	9 6						
1 0 1	9 7						
1 0 2	9 8						
1 0 3	9 9						
1 0 4	1 0 0						
1 0 5	1 0 1						
1 0 6	1 0 2						
1 0 7	1 0 3						
1 0 8	1 0 4						
1 0 9	1 0 5						
1 1 0	1 0 6						
1 1 1	1 0 7						
1 1 2	1 0 8						
1 1 3	1 0 9						

イ 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新 号 給		
	2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
1 0	1	1	1
1 1	1	1	1
1 2	1	1	1
1 3	1	1	1
1 4	2	1	1
1 5	3	1	1
1 6	4	1	1
1 7	5	1	1
1 8	6	2	1
1 9	7	3	1
2 0	8	4	1
2 1	9	5	1
2 2	1 0	6	1
2 3	1 1	7	1
2 4	1 2	8	1
2 5	1 3	9	1
2 6	1 4	1 0	1
2 7	1 5	1 1	1

2 8	1 6	1 2	1
2 9	1 7	1 3	1
3 0	1 8	1 4	1
3 1	1 9	1 5	1
3 2	2 0	1 6	1
3 3	2 1	1 7	1
3 4	2 2	1 8	1
3 5	2 3	1 9	1
3 6	2 4	2 0	1
3 7	2 5	2 1	1
3 8	2 6	2 2	2
3 9	2 7	2 3	2
4 0	2 8	2 4	2
4 1	2 9	2 5	2
4 2	3 0	2 6	3
4 3	3 1	2 7	3
4 4	3 2	2 8	3
4 5	3 3	2 9	3
4 6	3 4	3 0	4
4 7	3 5	3 1	4
4 8	3 6	3 2	4
4 9	3 7	3 3	4
5 0	3 8	3 4	4
5 1	3 9	3 5	5
5 2	4 0	3 6	5
5 3	4 1	3 7	5
5 4	4 2	3 8	5
5 5	4 3	3 9	5
5 6	4 4	4 0	6
5 7	4 5	4 1	6
5 8	4 6	4 2	6

5 9	4 7	4 3	6
6 0	4 8	4 4	6
6 1	4 9	4 5	7
6 2	5 0	4 6	7
6 3	5 1	4 7	7
6 4	5 2	4 8	7
6 5	5 3	4 9	8
6 6	5 4	5 0	8
6 7	5 5	5 1	8
6 8	5 6	5 2	9
6 9	5 7	5 3	9
7 0	5 8	5 4	9
7 1	5 9	5 5	1 0
7 2	6 0	5 6	1 0
7 3	6 1	5 7	1 1
7 4	6 2	5 8	1 1
7 5	6 3	5 9	1 1
7 6	6 4	6 0	1 2
7 7	6 5	6 1	1 2
7 8	6 6	6 2	
7 9	6 7	6 3	
8 0	6 8	6 4	
8 1	6 9	6 5	
8 2	7 0	6 6	
8 3	7 1	6 7	
8 4	7 2	6 8	
8 5	7 3	6 9	
8 6	7 4	7 0	
8 7	7 5	7 1	
8 8	7 6	7 2	
8 9	7 7	7 3	

9 0	7 8	7 4	
9 1	7 9	7 5	
9 2	8 0	7 6	
9 3	8 1	7 7	
9 4	8 2	7 8	
9 5	8 3	7 9	
9 6	8 4	8 0	
9 7	8 5	8 1	
9 8		8 2	
9 9		8 3	
1 0 0		8 4	
1 0 1		8 5	
1 0 2		8 6	
1 0 3		8 7	
1 0 4		8 8	
1 0 5		8 9	
1 0 6		9 0	
1 0 7		9 1	

ウ 医療職給料表(3)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新 号 給		
	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	2	2	1
7	3	3	1
8	4	4	1
9	5	5	1
1 0	6	6	2
1 1	7	7	3
1 2	8	8	4
1 3	9	9	5
1 4	1 0	1 0	6
1 5	1 1	1 1	7
1 6	1 2	1 2	8
1 7	1 3	1 3	9
1 8	1 4	1 4	1 0
1 9	1 5	1 5	1 1
2 0	1 6	1 6	1 2
2 1	1 7	1 7	1 3
2 2	1 8	1 8	1 4
2 3	1 9	1 9	1 5
2 4	2 0	2 0	1 6
2 5	2 1	2 1	1 7
2 6	2 2	2 2	1 8
2 7	2 3	2 3	1 9

2 8	2 4	2 4	2 0
2 9	2 5	2 5	2 1
3 0	2 6	2 6	2 2
3 1	2 7	2 7	2 3
3 2	2 8	2 8	2 4
3 3	2 9	2 9	2 5
3 4	3 0	3 0	2 6
3 5	3 1	3 1	2 7
3 6	3 2	3 2	2 8
3 7	3 3	3 3	2 9
3 8	3 4	3 4	3 0
3 9	3 5	3 5	3 1
4 0	3 6	3 6	3 2
4 1	3 7	3 7	3 3
4 2	3 8	3 8	3 4
4 3	3 9	3 9	3 5
4 4	4 0	4 0	3 6
4 5	4 1	4 1	3 7
4 6	4 2	4 2	3 8
4 7	4 3	4 3	3 9
4 8	4 4	4 4	4 0
4 9	4 5	4 5	4 1
5 0	4 6	4 6	4 2
5 1	4 7	4 7	4 3
5 2	4 8	4 8	4 4
5 3	4 9	4 9	4 5
5 4	5 0	5 0	4 6
5 5	5 1	5 1	4 7
5 6	5 2	5 2	4 8
5 7	5 3	5 3	4 9
5 8	5 4	5 4	5 0

5 9	5 5	5 5	5 1
6 0	5 6	5 6	5 2
6 1	5 7	5 7	5 3
6 2	5 8	5 8	5 4
6 3	5 9	5 9	5 5
6 4	6 0	6 0	5 6
6 5	6 1	6 1	5 7
6 6	6 2	6 2	5 8
6 7	6 3	6 3	5 9
6 8	6 4	6 4	6 0
6 9	6 5	6 5	6 1
7 0	6 6	6 6	6 2
7 1	6 7	6 7	6 3
7 2	6 8	6 8	6 4
7 3	6 9	6 9	6 5
7 4	7 0	7 0	6 6
7 5	7 1	7 1	6 7
7 6	7 2	7 2	6 8
7 7	7 3	7 3	6 9
7 8	7 4	7 4	7 0
7 9	7 5	7 5	7 1
8 0	7 6	7 6	7 2
8 1	7 7	7 7	7 3
8 2	7 8	7 8	7 4
8 3	7 9	7 9	7 5
8 4	8 0	8 0	7 6
8 5	8 1	8 1	7 7
8 6	8 2	8 2	7 8
8 7	8 3	8 3	7 9
8 8	8 4	8 4	8 0
8 9	8 5	8 5	8 1

9 0	8 6	8 6	8 2
9 1	8 7	8 7	8 3
9 2	8 8	8 8	8 4
9 3	8 9	8 9	8 5
9 4	9 0	9 0	
9 5	9 1	9 1	
9 6	9 2	9 2	
9 7	9 3	9 3	
9 8	9 4	9 4	
9 9	9 5	9 5	
1 0 0	9 6	9 6	
1 0 1	9 7	9 7	
1 0 2	9 8	9 8	
1 0 3	9 9	9 9	
1 0 4	1 0 0	1 0 0	
1 0 5	1 0 1	1 0 1	
1 0 6	1 0 2	1 0 2	
1 0 7	1 0 3	1 0 3	
1 0 8	1 0 4	1 0 4	
1 0 9	1 0 5	1 0 5	
1 1 0	1 0 6	1 0 6	
1 1 1	1 0 7	1 0 7	
1 1 2	1 0 8	1 0 8	
1 1 3	1 0 9	1 0 9	
1 1 4	1 1 0		
1 1 5	1 1 1		
1 1 6	1 1 2		
1 1 7	1 1 3		
1 1 8	1 1 4		
1 1 9	1 1 5		
1 2 0	1 1 6		

1 2 1	1 1 7		
1 2 2	1 1 8		
1 2 3	1 1 9		
1 2 4	1 2 0		
1 2 5	1 2 1		

令和 7 年 月 日 提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

国家公務員の給与制度の総合的見直し等を勘案して、次に掲げる措置を講じたいのと、その他所要の整備をしたいので、この条例案を提出する。

- 1 本市の一般職の職員の給料月額、扶養手当の額及び通勤手当の上限額の改定並びに地域手当、住居手当、単身赴任手当及び管理職特別勤務手当の支給対象等の見直し
- 2 特定任期付職員の業績手当の廃止及び勤勉手当の支給
- 3 市長、副市長、教育長、常勤の監査委員及び上下水道事業管理者の地域手当の廃止並びに市長、副市長、教育長及び上下水道事業管理者の通勤手当の支給

「別紙 3」

工事の請負契約の締結について

次のとおり工事の請負契約を締結するものとする。

- 1 契約の目的 琴海中学校校舎ほか解体工事の請負
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 227,417,087円
- 4 工 期 議会の議決を得た日から令和7年11月28日まで
- 5 相 手 方 長崎市扇町12番7号

株式会社小山建設

代表取締役 小 山 公 靖

令和7年 月 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

琴海中学校校舎ほか解体工事の請負については、予定価格が1億5,000万円以上であるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を要するので、この議案を提出する。

「参 考」

琴海中学校校舎ほか解体工事の概要

1 工 事 場 所 琴海利根町

2 工 事 内 容

(1) 建築物解体工事 一式

(2) 外構解体工事 一式

3 解体する建物

(1) 構 造

ア 校 舎 棟 鉄筋コンクリート造 3 階建

イ 武道場棟 鉄骨造平家建

ウ 給食室棟 鉄骨造平家建

エ 部室棟 1 木造平家建

(2) 延べ面積

ア 校 舎 棟 3, 8 1 5 平方メートル

イ 武道場棟 2 3 0 平方メートル

ウ 給食室棟 3 2 2 平方メートル

エ 部室棟 1 9 0 平方メートル

「別紙４」

工事の請負契約の一部変更について

令和６年３月１５日に議会の議決を得て締結し、同年７月１日に議会の議決を得て一部変更し、及び同年８月１３日に専決処分して一部変更した西町小学校改築主体工事の請負契約の一部を次のとおり変更するものとする。

３ 契約の金額 １, ９ ４ ２, ７ ９ ８, ０ ０ ０ 円

４ 工 期 議会の議決を得た日から令和７年１１月２８日まで

令和７年 月 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

西町小学校改築主体工事の請負契約については、湧水による山留工事の施工方法の変更等に日数を要したこと等により工事の設計を変更したことに伴い、契約の金額及び工期を変更する必要があるので、この議案を提出する。

「参 考」

(令和 6 年 3 月 1 5 日 議決)

工事の請負契約の締結について

次のとおり工事の請負契約を締結するものとする。

- 1 契約の目的 西町小学校改築主体工事の請負
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 1, 8 6 5, 4 7 4, 6 0 0 円 (令和 6 年 7 月 1 日に議会の議決を得て1, 8 9 3, 9 6 6, 8 0 0 円とし、及び同年 8 月 1 3 日に専決処分して1, 9 1 2, 9 1 3, 2 0 0 円に変更)
- 4 工 期 議会の議決を得た日から令和 7 年 8 月 6 日まで
- 5 相 手 方 森美工務店・長崎土建・長崎大建特定建設工事共同企業体

代表者 長崎市勝山町 2 6 番地 9

株式会社森美工務店

代 表 取 締 役 安 達 健 蔵

長崎市出島町 4 番 2 号

株式会社長崎土建工業所

代表取締役社長 上 山 信 宏

長崎市田中町 5 8 6 番地 1 0

株式会社長崎大建

代 表 取 締 役 林 田 和 雄

「別紙 5」

工事の請負契約の一部変更について

令和 6 年 3 月 1 5 日に議会の議決を得て締結し、同年 5 月 2 2 日に専決処分して一部変更した西町小学校改築管工事の請負契約の一部を次のとおり変更するものとする。

4 工 期 議会の議決を得た日から令和 7 年 1 1 月 2 8 日まで

令和 7 年 月 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

西町小学校改築管工事の請負契約については、別途施工中の西町小学校改築主体工事に係る作業工程を延長するため、当該契約における西町小学校の空調設備に係る機器取付調整作業等に要する期間を延長する必要性が生じたことに伴い、工期を変更する必要があるので、この議案を提出する。

「参 考」

(令和 6 年 3 月 1 5 日 議決)

工事の請負契約の締結について

次のとおり工事の請負契約を締結するものとする。

- 1 契約の目的 西町小学校改築管工事の請負
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 2 2 2, 7 3 7, 9 0 0 円 (令和 6 年 5 月 2 2 日に専決処分
して 2 2 7, 8 8 0, 4 0 0 円に変更)
- 4 工 期 議会の議決を得た日から令和 7 年 8 月 6 日まで
- 5 相 手 方 長崎市西山 2 丁目 1 1 番 1 号
株式会社 K I Y O
代表取締役 本 田 一 馬

「別紙 6」

工事の請負契約の一部変更について

令和 6 年 3 月 1 5 日に議会の議決を得て締結し、同年 5 月 2 2 日に専決処分して一部変更した西町小学校改築電気工事の請負契約の一部を次のとおり変更するものとする。

4 工 期 議会の議決を得た日から令和 7 年 1 1 月 2 8 日まで

令和 7 年 月 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

西町小学校改築電気工事の請負契約については、別途施工中の西町小学校改築主体工事に係る作業工程を延長するため、当該契約における西町小学校の電気設備に係る機器取付調整作業等に要する期間を延長する必要性が生じたことに伴い、工期を変更する必要があるので、この議案を提出する。

「参 考」

(令和 6 年 3 月 1 5 日 議決)

工事の請負契約の締結について

次のとおり工事の請負契約を締結するものとする。

- 1 契約の目的 西町小学校改築電気工事の請負
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 2 0 4, 8 8 8, 0 9 0 円 (令和 6 年 5 月 2 2 日に専決処分
して 2 1 0, 1 0 0, 0 0 0 円に変更)
- 4 工 期 議会の議決を得た日から令和 7 年 8 月 6 日まで
- 5 相 手 方 長崎市柳谷町 2 4 番 4 3 号

原口電気株式会社

代表取締役 原 口 真 紀

「別紙 7」

工事の請負契約の一部変更について

令和 4 年 1 2 月 9 日に議会の議決を得て締結し、令和 6 年 1 0 月 2 4 日に専決処分して一部変更した重要文化財旧オルト住宅主屋ほか 2 棟保存修理工事の請負契約の一部を次のとおり変更するものとする。

3 契約の金額 6 2 4, 2 9 5, 1 0 0 円

4 工 期 議会の議決を得た日から令和 9 年 1 月 2 9 日まで

令和 7 年 月 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

重要文化財旧オルト住宅主屋ほか 2 棟保存修理工事の請負契約については、文化庁等の指導により主屋石壁の補強方法の変更を行う必要が生じたこと等により工事の設計を変更したこと並びに煙突等の補強方法及び劣化防止方法の検討等に時間を要したこと等に伴い、契約の金額及び工期を変更する必要があるので、この議案を提出する。

「参 考」

(令和4年12月9日議決)

工事の請負契約の締結について

次のとおり工事の請負契約を締結するものとする。

- 1 契約の目的 重要文化財旧オルト住宅主屋ほか2棟保存修理工事の請負
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 480,590,000円(令和6年10月24日に専決処分して500,241,500円に変更)
- 4 工 期 議会の議決を得た日から令和7年11月28日まで
- 5 相 手 方 日東・武藤特定建設工事共同企業体
代表者 長崎市飽の浦町9番4号
株式会社日東建設
代表取締役 大 田 光 敏

長崎市浜口町14番10号
武藤建設株式会社
代表取締役 武 藤 剛

令和 6 年度 一般会計補正予算（教育委員会関係費）

（単位：千円）

事 項 名	補正予算額	財 源 内 訳				
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
10. 2. 4〔小学校費・学校建設費〕						
【補助】小学校整備事業費 小島小校舎等改築	414,000	98,934	－	314,900	－	166
【補助】小学校整備事業費 西町小校舎等改築	995,500	268,667	－	726,600	12	221
【補助】小学校整備事業費 大規模改造	155,900	52,304	－	103,500	－	96
10. 3. 4〔中学校費・学校建設費〕						
【補助】中学校整備事業費 琴海中校舎等改築	1,007,000	235,956	－	770,800	－	244
【補助】中学校整備事業費 学びの多様化学校開設	64,500	19,983	－	44,400	－	117
【補助】中学校整備事業費 大規模改造	275,700	92,480	－	183,100	－	120
合 計	2,912,600	768,324	－	2,143,300	12	964

【繰越明許費】

(単位：千円)

事業名	金額	繰越事由
10.2.4【小学校費・学校建設費】 【補助】小学校整備事業費 大規模改造	155,900	国の一次補正予算に伴い、令和6年度に前倒しして実施する工事が年度内に完了しない見込みであるため。
10.3.4【中学校費・学校建設費】 【補助】中学校整備事業費 学びの多様化学校開設	64,500	国の一次補正予算に伴い、令和6年度に前倒しして実施する工事が年度内に完了しない見込みであるため。
10.3.4【中学校費・学校建設費】 【補助】中学校整備事業費 大規模改造	275,700	国の一次補正予算に伴い、令和6年度に前倒しして実施する工事が年度内に完了しない見込みであるため。

【継続費】

(単位：千円)

事業名	事業年度	補正前の額	補正額	補正後の額
小学校整備事業 小島小校舎等改築	令和元年度	201,700	-	201,700
	令和2年度	206,000	-	206,000
	令和3年度	263,400	-	263,400
	令和4年度	212,800	-	212,800
	令和5年度	1,147,000	-	1,147,000
	令和6年度	185,300	414,000	599,300
	令和7年度	579,500	▲ 414,000	165,500
	令和8年度	1,107,400	-	1,107,400
	令和9年度	82,500	-	82,500
	令和10年度	116,500	-	116,500
	令和11年度	100,500	-	100,500
	令和12年度	94,100	-	94,100
	令和13年度	19,900	-	19,900
	総事業費	4,316,600	-	4,316,600
小学校整備事業 西町小校舎等改築	令和3年度	118,600	-	118,600
	令和4年度	94,800	-	94,800
	令和5年度	1,626,800	-	1,626,800
	令和6年度	64,600	995,500	1,060,100
	令和7年度	1,182,000	▲ 995,500	186,500
	令和8年度	163,900	▲ 17,600	146,300
	令和9年度	120,200	17,600	137,800
	令和10年度	83,800	-	83,800
	総事業費	3,454,700	-	3,454,700

(単位：千円)

事業名	事業年度	補正前の額	補正額	補正後の額
中学校整備事業 琴海中校舎等改築	令和6年度	93,200	1,007,000	1,100,200
	令和7年度	1,396,400	▲ 1,007,000	389,400
	令和8年度	878,700	－	878,700
	令和9年度	1,394,900	－	1,394,900
	令和10年度	45,000	－	45,000
	総事業費	3,808,200	－	3,808,200

債務負担行為補正

事項	期間	限度額
学校給食センター整備運営事業 (中部地区)	令和6年度から令和23年度まで	130,769千円 に金利変更、物価変動及び食数変動を基 に改定される事業費 の増加額を加算した 額

令和7年度 当初予算（教育費関係）一覧表（項別）

（単位：千円・％）

款・項	令和7年度予算額 (A)	令和6年度予算額 (B)	増減額 (A-B) (C)	増減率 (C/B)
10款 教育費	12,391,448	13,598,089	▲ 1,206,641	▲ 8.9
1項 教育総務費	1,283,337	1,088,859	194,478	17.9
2項 小学校費	2,409,032	4,871,152	▲ 2,462,120	▲ 50.5
3項 中学校費	2,211,350	1,198,639	1,012,711	84.5
4項 高等学校費	209,793	169,420	40,373	23.8
5項 幼稚園費	6,217	8,204	▲ 1,987	▲ 24.2
6項 社会教育費	2,427,596	2,611,243	▲ 183,647	▲ 7.0
7項 保健体育費	3,556,081	3,480,315	75,766	2.2
8項 市民会館費	288,042	170,257	117,785	69.2

教育費以外

（単位：千円・％）

款・項・事業	令和7年度予算額 (D)	令和6年度予算額 (E)	増減額 (D-E) (F)	増減率 (F/E)
2款 総務費 1項 総務管理費	699,258	382	698,876	182,951.8
学校等施設包括管理費	698,960	0	698,960	皆増
被災者受入費	298	382	▲ 84	▲ 22.0
11款 災害復旧費 4項 市有施設等災害復旧費	20,000	0	20,000	皆増
【単独】市有施設災害復旧費 現年度災害分（学校等施設包括管理）	20,000	0	20,000	皆増
11款 災害復旧費 （廃目）文教施設災害復旧費	0	20,000	▲ 20,000	皆減
【単独】小学校災害復旧費 現年度災害分	0	11,000	▲ 11,000	皆減
【単独】中学校災害復旧費 現年度災害分	0	7,000	▲ 7,000	皆減
【単独】高等学校災害復旧費 現年度災害分	0	2,000	▲ 2,000	皆減

令和7年度当初予算（教育費関係）事業別明細書

（単位：千円）

款	項	目	事業名	令和7年度 ①	令和6年度 ②	増減 (①-②)
02	総務費			699,258	382	698,876
	01	総務管理費		699,258	382	698,876
		01	一般管理費	699,258	382	698,876
			学校等施設維持管理費	698,960	0	698,960
			学校等施設包括管理費	698,960	0	698,960
			東日本大震災支援費	298	382	▲ 84
			被災者受入費	298	382	▲ 84
10	教育費			12,391,448	13,598,089	▲ 1,206,641
	01	教育総務費		1,283,337	1,088,859	194,478
		01	教育委員会費	6,645	6,598	47
			教育委員会費	6,645	6,598	47
			委員報酬	6,180	6,180	0
			活動費	465	418	47
	02	事務局費		51,441	47,304	4,137
			交際費	195	200	▲ 5
			交際費	195	200	▲ 5
			受注者選定審査会費	0	97	▲ 97
			学校等施設包括管理	0	97	▲ 97
			事務局費	22,551	10,460	12,091
			小中学校適正配置推進費	502	514	▲ 12
			奨学資金貸付金	1,080	960	120
			学校徴収金管理費	11,355	0	11,355
			建物保険料	9,614	8,986	628
			事務局費負担金	1,360	2,493	▲ 1,133
			長崎県育英会管理費負担金	481	505	▲ 24
			長崎県高等学校定時制通信制教育振興会負担金	33	32	1
			長崎県公立学校施設整備期成会負担金	5	5	0
			長崎県中学校文化連盟負担金	841	851	▲ 10
			第74回全国都市教育長協議会開催費負担金	0	1,100	▲ 1,100
			施設維持管理費	4,235	6,824	▲ 2,589
			教職員住宅維持管理費	4,235	6,824	▲ 2,589
			事務費	23,100	23,530	▲ 430
			事務局費事務費	23,100	23,530	▲ 430
			【単独】次世代自動車購入費	0	3,700	▲ 3,700
			ハイブリッド車	0	3,700	▲ 3,700

(単位：千円)

款	項	目	事業名	令和7年度 ①	令和6年度 ②	増減 (①-②)
10	01	03	教育研究所費	519,389	443,756	75,633
			教育研究所費	519,389	443,756	75,633
			教育相談費	59,863	56,929	2,934
			特別支援教育充実費	423,643	355,153	68,490
			不登校対策費	25,002	25,578	▲ 576
			教育研究費	4,982	5,028	▲ 46
			学びの多様化推進費	5,899	1,068	4,831
		04	市立学校振興費	33,790	35,111	▲ 1,321
			私立学校振興費	33,790	35,111	▲ 1,321
			私立学校振興費補助金	6,696	7,050	▲ 354
			私立幼稚園振興費補助金	25,053	25,770	▲ 717
			長崎市私立幼稚園・認定こども園協会研修費等補助金	2,041	2,041	0
			全日本私立幼稚園連合会九州地区設置者・園長研修会開催費補助金	0	250	▲ 250
		05	教育諸費	672,072	556,090	115,982
			教育諸費	630,004	500,749	129,255
			学校通学区域審議会費	290	290	0
			学校運営協議会費	1,959	1,533	426
			学校図書館司書配置費	141,445	108,019	33,426
			教員業務支援員配置費	59,551	13,991	45,560
			平和教育推進費	12,806	10,354	2,452
			心の教育充実推進費	20,529	19,099	1,430
			学力向上推進費	15,687	15,495	192
			国際理解教育推進費	244,577	205,539	39,038
			キャリア教育推進事業費	32,393	37,454	▲ 5,061
			通学対策費	53,447	51,839	1,608
			学校文化行事開催費	15,959	12,843	3,116
			課外クラブ活動費	6,516	7,134	▲ 618
			中学校部活動地域移行・地域連携費	20,241	12,525	7,716
			教職員等研究研修費	4,604	4,634	▲ 30
			教育諸費負担金・補助金	33,359	36,638	▲ 3,279
			小中学校課外クラブ活動費補助金	9,109	9,947	▲ 838
			高校生等入学給付金	17,264	17,517	▲ 253
			離島高校生修学支援費補助金	450	600	▲ 150
			松藤文庫整備費補助金	45	45	0
			吹奏楽コンクール等派遣費補助金	6,491	8,479	▲ 1,988
			第58回九州小学校社会科研究協議会研究大会補助金	0	50	▲ 50
			事務費	8,709	18,703	▲ 9,994
			教育諸費事務費	8,709	18,703	▲ 9,994

(単位：千円)

款	項	目	事業名	令和7年度 ①	令和6年度 ②	増減 (①-②)
10	02	小学校費		2,409,032	4,871,152	▲ 2,462,120
	01	学校管理費		1,274,485	1,542,677	▲ 268,192
		小学校管理費		1,274,485	1,542,677	▲ 268,192
		運営費		362,846	351,495	11,351
		管理費		482,928	544,122	▲ 61,194
		教材整備費		228,983	227,118	1,865
		教科書・指導書購入費		0	264,235	▲ 264,235
		教育ICT推進費		199,728	155,707	44,021
	02	教育振興費		283,227	287,181	▲ 3,954
		小学校教育振興費		283,227	287,181	▲ 3,954
		要保護及び準要保護児童就学援助費		259,199	268,039	▲ 8,840
		特別支援教育就学奨励費		24,028	19,142	4,886
	03	学校維持補修費		58,720	306,194	▲ 247,474
		小学校維持補修費		58,720	306,194	▲ 247,474
		校舎等維持補修費		58,720	306,194	▲ 247,474
	04	学校建設費		792,600	2,735,100	▲ 1,942,500
		【補助】小学校整備事業費		352,000	2,434,900	▲ 2,082,900
		西浦上小校舎等改築		0	2,185,000	▲ 2,185,000
		小島小校舎等改築		165,500	185,300	▲ 19,800
		西町小校舎等改築		186,500	64,600	121,900
		【単独】小学校整備事業費		417,700	300,200	117,500
		西浦上小校舎等改築		27,500	0	27,500
		高尾小校舎等改築		60,800	13,400	47,400
		大規模改造		74,800	202,900	▲ 128,100
		諸工事		254,600	35,200	219,400
		バスケットゴール改修		0	48,700	▲ 48,700
		【単独】自然災害防止事業費		22,900	0	22,900
		法面		22,900	0	22,900
	03	中学校費		2,211,350	1,198,639	1,012,711
	01	学校管理費		1,295,427	678,017	617,410
		中学校管理費		1,295,427	678,017	617,410
		運営費		179,066	150,857	28,209
		管理費		228,809	259,969	▲ 31,160
		教材整備費		173,225	166,987	6,238
		教科書・指導書購入費		100,416	0	100,416
		教育ICT推進費		613,911	100,204	513,707
	02	教育振興費		244,023	251,401	▲ 7,378
		中学校教育振興費		244,023	251,401	▲ 7,378
		要保護及び準要保護児童就学援助費		234,719	243,399	▲ 8,680
		特別支援教育就学奨励費		9,304	8,002	1,302

(単位：千円)

款	項	目	事業名	令和7年度 ①	令和6年度 ②	増減 (①-②)
10	03	03	学校維持補修費	8,800	145,221	▲ 136,421
			中学校維持補修費	8,800	145,221	▲ 136,421
			校舎等維持補修費	8,800	145,221	▲ 136,421
		04	学校建設費	663,100	124,000	539,100
			【補助】中学校整備事業費	389,400	0	389,400
			琴海中校舎等改築	389,400	0	389,400
			【単独】中学校整備事業費	273,700	124,000	149,700
			琴海中校舎等改築	0	17,000	▲ 17,000
			大規模改造	189,100	67,100	122,000
			諸工事	84,600	37,800	46,800
			バスケットゴール改修	0	2,100	▲ 2,100
		04	高等学校費	209,793	169,420	40,373
		02	学校管理費	112,016	97,476	14,540
			高等学校管理費	112,016	97,476	14,540
			運営費	34,296	27,390	6,906
			管理費	28,055	30,148	▲ 2,093
			教材整備費	13,017	16,236	▲ 3,219
			教育ＩＣＴ推進費	36,648	23,702	12,946
		03	学校維持補修費	2,577	12,544	▲ 9,967
			高等学校維持補修費	2,577	12,544	▲ 9,967
			校舎等維持補修費	2,577	12,544	▲ 9,967
		04	学校建設費	95,200	59,400	35,800
			【単独】高等学校整備事業費	95,200	59,400	35,800
			諸工事	95,200	59,400	35,800
		05	幼稚園費	6,217	8,204	▲ 1,987
		01	幼稚園管理費	4,876	6,965	▲ 2,089
			幼稚園管理費	4,876	6,965	▲ 2,089
			高島幼稚園運営費	4,876	6,965	▲ 2,089
		02	教育振興費	1,341	1,239	102
			幼稚園教育振興費	1,341	1,239	102
			私立幼稚園預かり保育促進費補助金	1,341	1,239	102
		06	社会教育費	2,427,596	2,611,243	▲ 183,647
		01	社会教育総務費	39,887	37,729	2,158
			社会教育推進費	37,381	36,331	1,050
			社会教育委員費	314	227	87
			社会教育指導員費	31,822	30,869	953
			学校校舎開放管理運営費	1,374	1,343	31
			社会教育奨励費	2,871	2,892	▲ 21
			長崎市ＰＴＡ連合会補助金	1,000	1,000	0

(単位：千円)

款	項	目	事業名	令和7年度 ①	令和6年度 ②	増減 (①-②)
10	06	01	事務費	2,506	1,398	1,108
			社会教育総務費事務費	2,506	1,398	1,108
		02	公民館費	453,133	343,299	109,834
			指定管理者候補者選定審査会費	0	89	▲ 89
			北公民館	0	89	▲ 89
			公民館活動推進費	8,222	8,364	▲ 142
			公民館運営審議会費	125	175	▲ 50
			大型公民館講座開設費	6,976	6,999	▲ 23
			地区公民館講座開設費	983	1,052	▲ 69
			町立公民館連絡協議会補助金	138	138	0
			公民館管理運営費	251,211	302,246	▲ 51,035
			大型公民館運営費	187,936	224,017	▲ 36,081
			地区公民館運営費	49,651	64,525	▲ 14,874
			地区公民館管理費	812	750	62
			長崎のもぎき恐竜パーク運営費（野母崎文化センター）	12,812	12,954	▲ 142
			【単独】公民館施設整備事業費	193,700	32,600	161,100
			大型公民館	94,400	24,100	70,300
			地区公民館	99,300	8,500	90,800
		03	文化財保護費	1,056,178	1,321,162	▲ 264,984
			文化財保護推進費	110,644	95,323	15,321
			文化財審議会費	297	296	1
			伝統的建造物群保存地区保存審議会費	2,957	3,595	▲ 638
			指導員費	4,525	4,379	146
			文化財普及啓発費	703	2,301	▲ 1,598
			ながさき歴史の学校費	602	575	27
			長崎学調査研究費	3,844	3,844	0
			メディア芸術アーカイブ事業費	0	987	▲ 987
			埋蔵文化財発掘調査費	39,848	15,786	24,062
			文化財等3D計測事業費	3,000	6,900	▲ 3,900
			伝統的建造物群保存活用費	21,265	28,281	▲ 7,016
			洋館活用手法検討費	20,000	20,000	0
			無形民俗文化財保存育成費補助金	150	200	▲ 50
			長崎郷土芸能保存協議会補助金	9,117	8,179	938
			長崎学研究所開所10周年記念事業費	4,336	0	4,336
			施設維持管理費	25,347	37,919	▲ 12,572
			文化財維持管理費	25,347	37,919	▲ 12,572
			【補助】文化財保存整備事業費	537,800	603,400	▲ 65,600
			国指定重要文化財旧長崎英国領事館	350,500	362,000	▲ 11,500
			国指定重要文化財旧オルト住宅	171,800	241,400	▲ 69,600
			伝統的建造物（旧杠葉本館ほか）	15,500	0	15,500

(単位：千円)

款	項	目	事業名	令和7年度 ①	令和6年度 ②	増減 (①-②)
10	06	03	【補助】文化財活用・防災整備事業費	282,000	481,900	▲ 199,900
			国指定重要文化財旧長崎英国領事館	282,000	481,900	▲ 199,900
			【補助】文化財保存整備事業費補助金	12,159	23,677	▲ 11,518
			伝統的建造物群保存地区	12,159	23,677	▲ 11,518
			【単独】文化財保存整備事業費	33,900	40,500	▲ 6,600
			心田庵	13,300	0	13,300
			深堀貝塚資料館	10,400	40,500	▲ 30,100
			埋蔵文化財整理所	10,200	0	10,200
			【単独】文化財保存整備事業費補助金	54,328	38,443	15,885
			各種文化財	54,328	38,443	15,885
	04		出島復元費	53,264	25,818	27,446
			出島復元推進費	21,757	21,783	▲ 26
			出島史跡整備審議会費	2,661	2,542	119
			建造物復元基本設計費	0	10,773	▲ 10,773
			遺構調査及び遺物整理費	19,096	8,468	10,628
			事務費	3,007	4,035	▲ 1,028
			出島復元費事務費	3,007	4,035	▲ 1,028
			【補助】出島復元整備事業費	28,500	0	28,500
			第Ⅳ期建造物復元整備	28,500	0	28,500
	05		青少年育成費	19,946	20,797	▲ 851
			青少年健全育成費	19,946	20,797	▲ 851
			子どもを守るネットワーク推進費	4,675	4,687	▲ 12
			子ども会等育成推進費	3,121	2,610	511
			青少年健全育成活動費補助金	12,150	13,500	▲ 1,350
	06		成人教育費	3,636	4,046	▲ 410
			成人教育費	3,636	4,046	▲ 410
			家庭教育充実費	665	1,538	▲ 873
			二十歳のつどい開催費	2,971	2,508	463
	07		日吉自然の家費	60,324	57,254	3,070
			施設管理運営費	60,324	57,254	3,070
			日吉自然の家運営費	60,324	57,254	3,070
	08		図書館費	468,641	494,856	▲ 26,215
			図書館管理運営費	468,641	478,156	▲ 9,515
			市立図書館運営費	455,630	466,471	▲ 10,841
			香焼図書館運営費	13,011	11,685	1,326
			【単独】図書館施設整備事業費	0	16,700	▲ 16,700
			市立図書館設備整備	0	16,700	▲ 16,700

(単位：千円)

款	項	目	事業名	令和7年度 ①	令和6年度 ②	増減 (①－②)
10	06	09	科学館費	183,915	215,404	▲ 31,489
			指定管理者候補者選定審査会費	0	133	▲ 133
			科学館	0	133	▲ 133
			施設管理運営費	183,915	164,671	19,244
			科学館運営費	183,915	164,671	19,244
			【単独】科学館施設整備事業費	0	50,600	▲ 50,600
			科学館設備整備	0	50,600	▲ 50,600
	10		恐竜博物館費	88,672	90,878	▲ 2,206
			施設管理運営費	88,072	85,078	2,994
			長崎のもぞき恐竜パーク運営費（恐竜博物館）	88,072	85,078	2,994
			【単独】用地取得費	600	2,100	▲ 1,500
			恐竜化石発掘用地取得費	600	2,100	▲ 1,500
			【単独】自動車購入費	0	3,700	▲ 3,700
			普通自動車	0	3,700	▲ 3,700
	07		保健体育費	3,556,081	3,480,315	75,766
		01	保健体育総務費	186,190	195,356	▲ 9,166
			学校医等配置費	66,716	66,505	211
			学校医	25,556	25,556	0
			学校歯科医	26,400	26,189	211
			学校薬剤師	14,760	14,760	0
			学校・幼稚園保健費	86,126	93,346	▲ 7,220
			健康診断費	66,168	66,506	▲ 338
			学校保健衛生管理費	19,418	26,840	▲ 7,422
			包括的性教育推進費	540	0	540
			全国市長会学校災害賠償補償保険料	1,961	2,000	▲ 39
			小・中・高等学校	1,961	2,000	▲ 39
			保健体育総務費負担金・補助金	25,969	28,612	▲ 2,643
			日本スポーツ振興センター負担金	24,958	27,290	▲ 2,332
			長崎市学校保健会補助金	1,011	1,022	▲ 11
			第88回全国学校歯科保健研究大会負担金	0	300	▲ 300
			事務費	5,418	4,893	525
			保健体育総務費事務費	5,418	4,893	525

(単位：千円)

款	項	目	事業名	令和7年度 ①	令和6年度 ②	増減 (①－②)
10	07	02	学校給食費	3,288,718	3,155,287	133,431
			学校給食実施費	3,254,202	3,129,326	124,876
			給食調理員費	74,447	63,348	11,099
			給食食材等調達費	1,630,906	1,583,882	47,024
			給食施設費	115,641	125,685	▲ 10,044
			学校給食センター運営費	523,168	483,536	39,632
			学校給食センター整備推進費	37,783	32,372	5,411
			共同調理場運営費	97,918	106,023	▲ 8,105
			給食調理等運営費	774,339	734,480	39,859
			事務費	34,516	25,961	8,555
			学校給食費事務費	34,516	25,961	8,555
		03	体育振興費	81,173	129,672	▲ 48,499
			学校体育振興費	80,935	129,299	▲ 48,364
			学校体育行事開催費	47,350	52,395	▲ 5,045
			長崎県中学校体育連盟負担金	5,739	5,821	▲ 82
			第56回全国中学校体操競技選手権大会開催費負担金	2,000	0	2,000
			学校体育大会開催費補助金	1,240	1,090	150
			学校体育選手派遣費補助金	24,606	25,900	▲ 1,294
			令和6年度全国高等学校総合体育大会開催費負担金	0	44,093	▲ 44,093
			事務費	238	373	▲ 135
			体育振興費事務費	238	373	▲ 135
		08	市民会館費	288,042	170,257	117,785
		01	市民会館総務費	288,042	170,257	117,785
			指定管理者候補者選定審査会費	211	0	211
			市民会館	211	0	211
			市民会館管理運営費	152,231	139,557	12,674
			市民会館運営費	152,231	139,557	12,674
			【単独】市民会館施設整備事業費	135,600	30,700	104,900
			市民会館設備整備	135,600	30,700	104,900

(単位：千円)

款	項	目	事業名	令和7年度 ①	令和6年度 ②	増減 (①－②)
11	災害復旧費			20,000	20,000	0
	04	市有施設等災害復旧費		20,000	0	20,000
		01	市有施設等災害復旧費	20,000	0	20,000
			【単独】市有施設災害復旧費	20,000	0	20,000
			現年度災害分（学校等施設包括管理）	20,000	0	20,000
			（廃目）文教施設災害復旧費	0	20,000	▲ 20,000
		01	公立学校施設災害復旧費	0	20,000	▲ 20,000
			【単独】小学校災害復旧費	0	11,000	▲ 11,000
			現年度災害分	0	11,000	▲ 11,000
			【単独】中学校災害復旧費	0	7,000	▲ 7,000
			現年度災害分	0	7,000	▲ 7,000
			【単独】高等学校災害復旧費	0	2,000	▲ 2,000
			現年度災害分	0	2,000	▲ 2,000
			合 計	13,110,706	13,618,471	▲ 507,765

「参 照」

○ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育委員会の意見聴取）

第 2 9 条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

〔以下、略〕

○ 長崎市教育委員会教育長事務委任規則（抜粋）

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

〔中 略〕

(12) 法第 2 7 条及び第 2 9 条に規定する意見の申出に関すること。

〔以下、略〕

○ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例
（抜粋）

（契約）

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格 1 億 5,000 万円以上の工事又は製造の請負とする。

〔以下、略〕